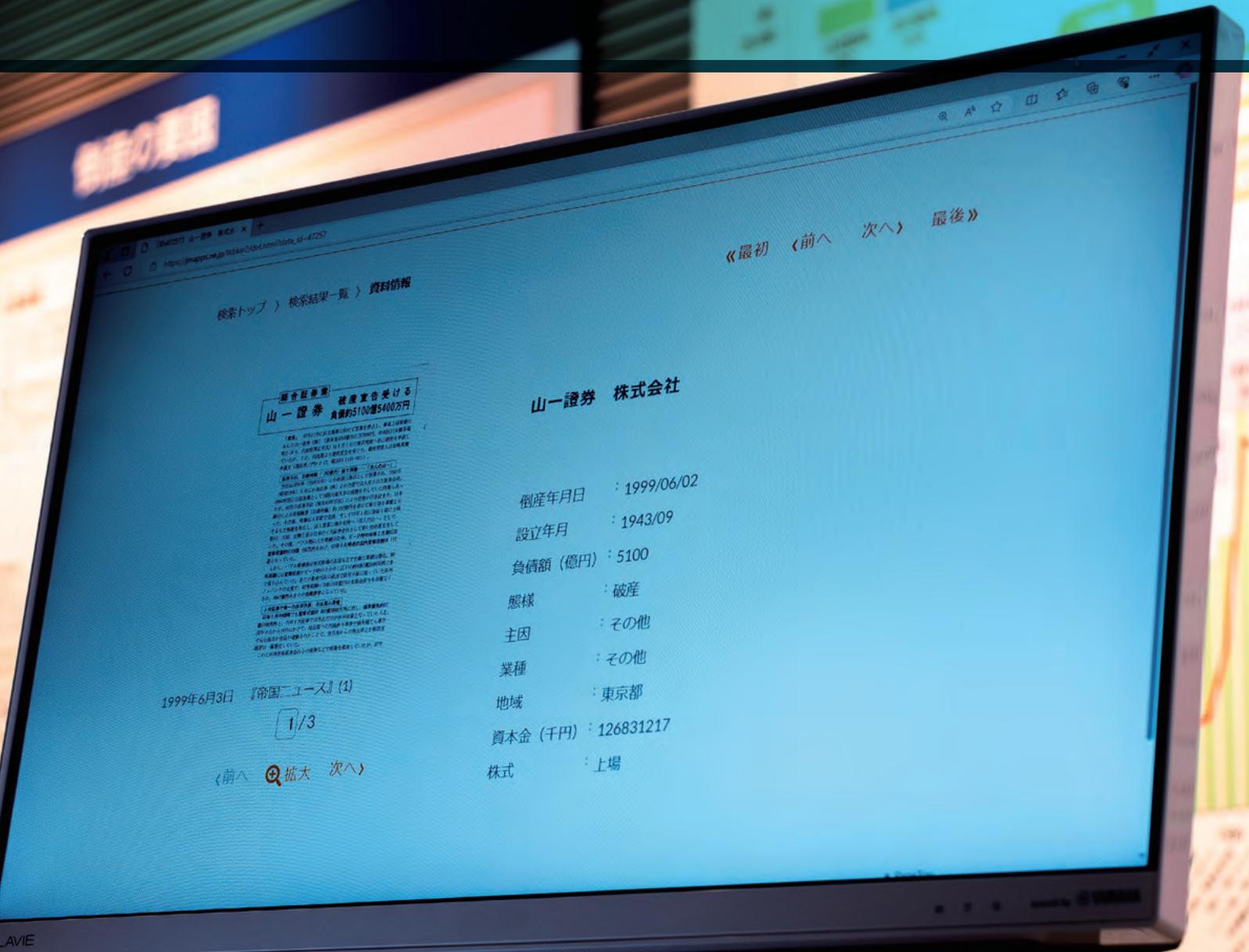


MUSE | 2024.3 Vol.44

帝国データバンク史料館だより [ミュージズ]



■巻頭特集

倒産企業データベース

～倒産記事のデジタルアーカイブ～

■輝業家交差点 近代にっぽんを彩る人物往来

日向 方齊

自由競争と自己責任を実践した信念の鉄鋼業経営者

■資料にみる企業の歴史

近代以降の手形制度 — 約束手形のいま昔 —

倒産企業データベース ～倒産記事のデジタルアーカイブ～

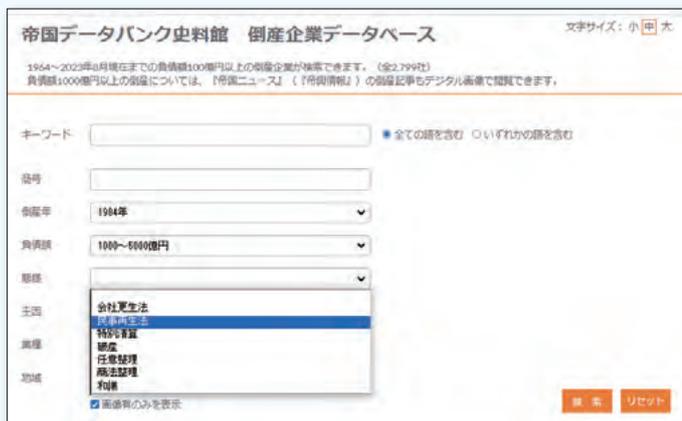
現在、史料館において開催中の企画展「情報部創設60年企画 倒産60年史」では、展示会場に設置したPCで「倒産企業データベース」を展示しています。展示の目玉となる本データベースは、1964～2023年までの約60年間に生じた負債額100億円以上の倒産企業情報を収載し、1000億円以上の大型倒産については倒産記事など関連画像を閲覧できます。今回は、本データベースの概要と検索方法を紹介します。



「倒産企業データベース」について

本データベースの基となるデータは、帝国データバンク（以下、TDB）情報統括部（旧情報部）が1964年以降集計してきた倒産企業（負債額100億円以上）のデータです。

当館が収蔵品管理に使用しているシステム「I.B.MUSEUSaaS」（早稲田システム開発株式会社）の「データベース公開サイト」の機能を使って、検索データベースを作成しました。検索画面では、商号、キーワード検索の他、倒産年、負債額、倒産の態様、主因、業種、地域（本店所在の都道府県）などから条件検索できます。プルダウンの選択肢から検索条件を絞り込み、検索ボタンをクリックすると、「検索結果一覧」が表示され、件数と該当企業の基本情報を一覧で見えます。知りたい企業を選択すると「資料詳細項目」が表示され、より詳細な情報と負債額1000億円以上の企業については、『日刊帝国ニュース』（旧『日刊帝興情報』）の倒産記事や倒産の原因と破綻に至るまでの足取りを追った分析記事「話題の倒産を追う」、「記者日誌」などの関連画像を見ることができます。



倒産企業データベース 検索画面

倒産記事のデジタルアーカイブ

『日刊帝国ニュース』は、1964年6月の創刊以来、倒産情報を中心に新設企業の情報や企業紹介、各種企業統計を日々発信する全国版の倒産情報紙です。「記者日誌」は、1999年から連載している情報記者によるコラムで、各記者が見聞きした倒産現場の様子や感想が思い思いに綴られています。

過去の『日刊帝国ニュース』は冊子やマイクロフィルムで収蔵庫に保管され、状態によっては閲覧も難しく、個々の記事を探し出すことは容易ではありませんでした。また、TDBには「倒産・動向記事」を検索するサービスがあり、直近4ヶ月分の記事のテキストを提供しています。

今回作成した「倒産企業データベース」は、集計を始めた1964年から現在までの約60年分のデータを収録し、倒産記事のデジタル画像とのリンクやキーワード検索・分類検索を可能にしたことにより、過去の情報へのアクセスがスムーズに行えるようになりました。歴史資料として倒産記事のデジタルアーカイブを実現したことが、本データベースの大きな特徴です。



『日刊帝興情報』

負債規模による絞り込み

実際にデータベースを使ってみましょう。

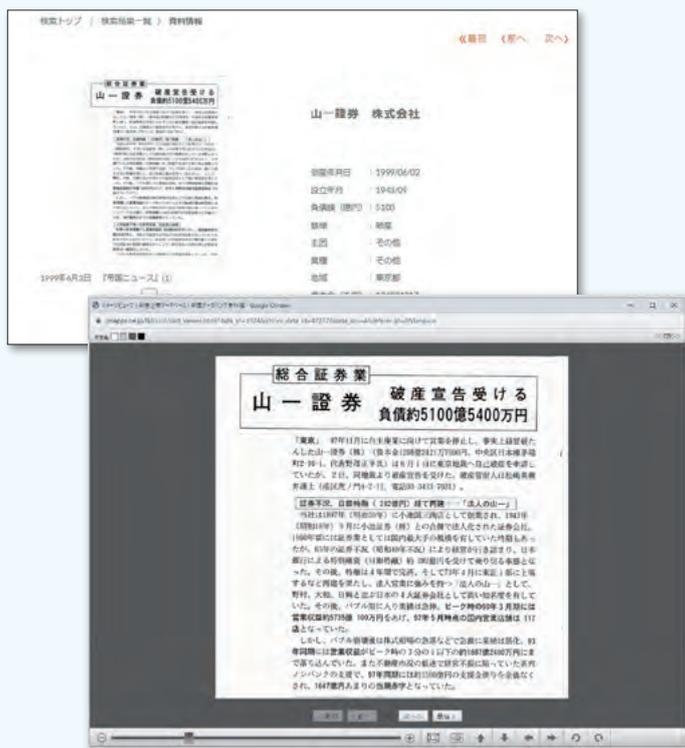
例えば、負債額を「1兆円～」で絞り込むと、10社がヒットします。結果一覧画面では、負債額順や時系列に並べ替えることもできます。1年間の負債総額が最大であった2000年には、協栄生命保険株式会社と千代田生命保険相互会社の2社がヒットし、併せて約7兆5000億円の負債額を計上しています。



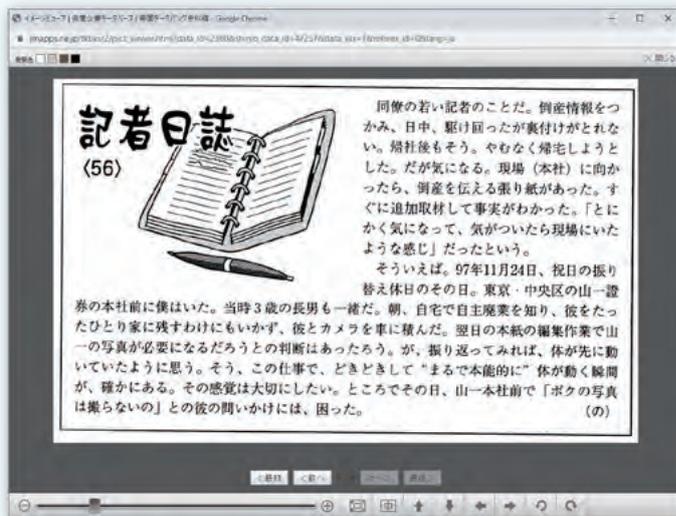
企業名から検索する

特定の企業を調べたい場合には、「キーワード」もしくは「商号」欄に関連ワードを入力します。

例えば、「山一」と入力すると5社がヒットします。「山一証券株式会社」を選択すると、倒産の基本情報と共に、山一証券が破産宣告を受けた翌日の『日刊帝国ニュース』(1999年6月3日)の記事画像が添付されています。記事の内容は画像を拡大して読むことができます。



また、山一証券が自主廃業に向けて営業を停止した1997年11月24日当時を振り返った「記者日誌」も残っています。振替休日だったその日、筆者は思わず体が動いて現場に向かったといいます。その時撮影した本社ビルの写真は、1999年の『日刊帝国ニュース』に掲載されています。



検索用語の基礎知識

【態様】会社更生法/民事再生法/特別清算/破産/任意整理/商法整理/和議

現在TDBが集計する倒産の態様は、法的整理にあたる会社更生法・民事再生法・特別清算・破産の4つです。2000年以前は任意整理を含めて集計していました。「商法整理」と「和議」は過去に用いられていた倒産態様で、現在は廃止されています。

【主因】販売不振/輸出不振/売掛金回収難/不良債権の累積/業界不振/放漫経営/設備投資の失敗/その他経営計画の失敗/経営者の病気、死亡

『全国企業倒産集計』では、**太字**の要因を「不況型倒産」として集計しています。

帝国データバンク史料館 テーマ展示

情報部創設60年企画 倒産60年史

会期：2024/1/16 ~ 5/17

1964年4月、帝国興信所(現帝国データバンク)は情報部を新設しました。

展示では、情報記者が現場で見聞きした

企業の倒産の姿と60年間の変遷を振り返ります。

※開館状況・ご予約はホームページをご覧ください。





自由競争と自己責任を实践した 信念の鉄鋼業経営者

鉄鋼業の製造プロセスは、①高炉を用いて鉄鉱石を銑鉄にする製銑プロセス、②銑鉄やスクラップを精錬して鋼鉄を製造する製鋼プロセス、③鋼鉄を最終製品に加工する圧延プロセスに分けられる。

戦前期に銑鉄の供給をほぼ一手に担っていた日本製鉄が、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)によって八幡製鉄と富士製鉄に分割される一方、日鉄から銑鉄を購入していた川崎製鉄、住友金属工業および神戸製鋼所が①の製銑プロセスを内部化したことで、日本鋼管を加えた6社が同じく土俵で寡占的な競争を繰り広げるようになった。そして、この激しい企業間競争が日本鉄鋼業の成長を牽引する一つの原動力になったのである。

本稿では、住金の日向方齊に光を当てて、彼がいかなる信念に基づいて意思決定をしていたのか、そして、彼の企業者活動が鉄鋼業界に何をもたらしたのかという点を論じてみたい。

住友合資から住友金属工業へ

日向方齊は1906(明治39)年2月24日、山梨県西八代郡久那土村(現・南巨摩郡身延町)に7人兄弟の次男として生まれた。彼は約2年間の社会人生活を経て、1928(昭和3)年3月に東京高等学校を卒業し、同年4月、東京帝国大学法学部に入学、在学中に文官高等試験に合格して、1931年3月に卒業している。日向は、官僚の道を志したが、商工省の試験に落ちたため、その前に『『すべり止め』のような軽い気持ち』で面接試験を受け、合格していた住友合資に1931年4月に入社した。

住友合資(1937年に住友本社に改組・改称)において、日向は1931年6月に総務部庶務課に配属されたのを振り出しに、人事部労務課(32年2月)、調査役附属員兼務(38年2月)、経理部鉱山課(40年5月)とキャリアを積んでいく。さらに、第2次近衛文磨内閣の国務大臣に就任する小倉正恒総理事の要請に応じて、彼は1941年4月、住友本社を依願退職して大臣秘書官になった。

注目したいのは、日向がそれに先立つ1940年2月の貴族院本会議における小倉の「電力演説」を秘書役(総理事のブレイン)として「最も印象に残る」出来事にあげたことである。

この演説は、1939年7月以降の異常渇水による電力飢饉に見舞われた際に、政府が「価格抑制策」を講じようとしたことに対し、小倉が「増産刺激策」をとるべきと強く批判するという内容であった。演説原稿をまとめた日向は、「当時は自由主義経済という言葉こそなかったものの、実際にそうしたものの考え方に触れた最初であった」と記憶に刻んだのである。

第2次近衛内閣は1941年7月18日に総辞職、続く第3次近衛内閣は小倉を大蔵大臣に登用したが、早くも10月16日に総辞職する。後を襲った東条英機から留任を乞われた小倉はそれを断り、日向の秘書官生活も終わりを告げる。短い期間ではあったけれど、彼にとっては「約半年間、行政府ひいては国家的立場から経済、企業を見る目を養うことができた。誠に貴重な経験」になったと振り返っている(『私の履歴書』、43-45、54-58頁)。

住友本社に復帰し、経理部の鉱山課長や査業課長を務めていた日向は1944年4月、住友金属工業の技術部企画課長に起用され、同年7月、正式に同社に移籍した。ここから鉄鋼マンとしての彼の人生が始まるのである。



1941年11月小倉正恒と永平寺にて 右から3人目が日向方齊 所蔵:住友史料館

Ⅱ 鉄鋼一貫体制の確立と社長就任

日向は住友金属工業に移籍して直後、すべての工場を訪ねて増設計画などを凍結する。彼は「本社時代のかかわりもあり、『住金のことは社長と同じくらいよく知っている』という自負」を抱いていた。しかし、日向は、戦局の著しい悪化とB29による爆撃に見舞われてその知識を活かすことなく、敗戦を迎える。

GHQの占領下、住金は1945年11月に商号を扶桑金属工業に変更し、公職追放措置によって1946年11月に社長は敗戦時の春日弘から専務の柳沢七郎に交替、翌年4月には柳沢も辞任し、和歌山製鉄所副所長であった廣田壽一が実質的なトップとして専務に就任した。

扶桑金属工業は1949年7月、企業再建整備法に基づく整備計画の認可を得て、第二会社として新扶桑金属工業を設立、廣田は社長、経理部長兼総務部長であった43歳の日向も取締役役に就任した。なお、同社は1952年5月に商号を住友金属工業に復帰させる。

傾斜生産方式によって息を吹き返しつつあった鉄鋼業界において、平炉メーカーは重大な岐路に立っていた。1950年4月の日本製鉄の分割と純粋な民間企業化により、長期的かつ安定的な鉄鉄の購入が不確実性を増すとともに、米国からのスクラップの輸入が途絶したため、現状を維持するか、それとも鉄鋼一貫体制を確立するか、選択を迫られたのである。

この選択にあたって、日向は、川崎製鉄の西山弥太郎が採用した鉄鋼一貫工場の新設を念頭におきつつ、『自分は違う形で住金を一貫メーカーにしてみせる』とひそかに戦略を描き始める。それは1951年に入って以降、

製鉄企業との提携という形で具体化していく。住金は1952年3月、九州の小倉製鋼と資本提携し、同年12月には吸収合併して「念願の高炉を友好的に入手」する



小倉製鉄所高炉 出典:『住友金属工業六十年小史』

ことで、鉄鋼一貫体制の確立に向けて第一歩を踏み出した(『住友金属工業六十年小史』、248-251頁、年表、『私の履歴書』、67、79-81頁、『日向方齊論』、106-108頁)。

本件に関して、日向は、「旧住友本社の役員」という「身内の説得」が「最大の難関」だったと振り返る。「溶鉱炉なんて政府の仕事。住友が手を出す事業ではない」という彼らに対し、廣田社長は「『住金が今後鉄鋼会社として生き残るためにはこれ以外に方法はありませぬ』と涙ながらに説明し」、最後は、元総理事の古田俊之助が「現役の皆がそう考えるならやってみなさい」と援護して話をまとめた。日向はその時、「新時代への対応は『自己責任でやらねば』と痛切に感じた」と語る。

時代は下って1961年3月、住金は和歌山製造所を和歌山製鉄所に改称すると同時に、第1号高炉の火入れ式を実施し、鉄鋼一貫体制を確立した。そして翌年の11月、日向は56歳で社長に就任し、挨拶で「わが社の経営の根本方針は、信用を重んじ確実を旨とする住友精神にある。しかし私は、その伝統に積極性、需用家尊重、原価意識の徹底という三つの理念を加えたい」と訴えた(『私の履歴書』、81-82、93頁)。

Ⅲ 自由競争論と「住金事件」

川崎製鉄千葉製鉄所が新鋭一貫工場の経済合理性を証明したこ

とで、鉄鋼一貫メーカー6社はほぼ同時に大規模な設備計画を立て、熾烈な設備投資競争を展開するようになった。住友金属工業も1963年4月、和歌山製鉄所に第2号高炉、1965年4月には第3号高炉を完成させている(『日向方齊論』、117-120頁)。そうした企業の経営行動は、景気後退期に過剰生産を深刻化させて、通商産業省の強力な介入を招くことになる。

日向を一躍時の人にした「住金事件」は1965年11月、通産省の同年度第3四半期(10-12月)の粗鋼減産措置に対し、住金のみが異議を唱えたことを契機に表面化し、同省が住金に対して原料炭の輸入割当の削減という制裁措置を講じたことで、<事件化>していった。

この「事件」の根幹には、八幡製鉄などの先発企業VS住金などの後発企業という構図をもつ粗鋼生産のシェアをめぐる競争があり、シェアを伸ばしたい後者の利害とその固定化を企図する前者のそれは鋭く対立した。

日向は『週刊ダイヤモンド』(1965年7月26日号)誌上で、次の主張を展開していた。すなわち、日本の「驚異的」な輸出の拡大を持続させる「最大の要因」は、民間企業が合理化と近代化のために設備投資を行って国際競争力を強化したことに求められる。したがって、過剰生産を招くおそれのない設備投資を積極的に進めることこそ、「経済政策としても、企業経営の合理性からみても、正しいと信じている」と。

社長就任の挨拶で強調した積極性の重視は、彼の信念だった。加えて、その根底にある<自由経済主義者>としての信念にも言及したい。

日向は「設備投資は、あくまで企業の自己責任に基づき、自主的に行なうべきである」と述べるとともに、「自由経済は、利益ある者が繁栄することを原則とする」から、「設備投資も、利益を源泉とする投資力によって調整するのが正当である」と論じた。そのうえで、「自由経済は人間の本性に立脚し、その能力をじゅうぶんに発揮させる」と主張する。そして、資源の乏しい日本の国民生活を豊かにするためには、「自由経済の健全なる発展を図り、競争原理により経済活動を促し、自己責任の明確化により、その弊害を除くことである」と説いたのである(『週刊ダイヤモンド』1966年7月18日号)。

「住金事件」は最終的に、財界の鞍馬天狗と呼ばれた日本興業銀行頭取の中山素平の仲介・斡旋によって収束した。しかし、その過程で頻繁に表明された積極性、自由主義経済、競争原理、自己責任という日向が重視する概念は、50年以上の時を経て「失われた30年」を体験した日本でたびたび強調されることになった。

Ⅳ 山崎豊子の日向方齊論

最後に、1993年2月16日、86歳で生涯に幕を閉じた日向を追想したある作家の人物論をぜひ紹介したい。

不朽の名作『華麗なる一族』(新潮文庫)の著者・山崎豊子は、主人公の万俵大介の長男で阪神特殊鋼の専務である鉄平の人間像を創りあげる過程で、1969年の中頃に日向取材した。彼女は初対面の印象を「鉄の話になると、烈々たる熱気を帯びて来られる」と語り、鹿島製鉄所の第1号高炉の建設中に第2号高炉の建設構想を熱く論じる姿に「日向氏には、鉄以外の人生はないかのように見受けられた」と回顧する。そして、日向の「年齢を若くし、体躯を大きくし、精悍な顔つきにして、小説の中の万俵鉄平という鉄に生き、鉄に死んで行った一人の鉄鋼マンの人間像」を創りあげたのである(『日向方齊追想録』、633-634頁)。

秀逸な小説の魅力的な登場人物のモデルとなった日向は、魅力溢れる経営者だったにちがいない、とぼくは強く思う。

近代以降の手形制度 — 約束手形のいま昔 —

資料にみる
企業の歴史

現在につながる手形制度は明治維新以降、経済の近代化が進められるなかで成立しました。必ずしもスムーズに江戸時代の手形慣行から近代的な手形制度に移行できたわけではなく、その経緯は明治政府の思惑が絡んだ複雑なものでした。法制度の整備に伴い進められた民間への手形取引の普及は、信用調査業の発展と切っても切り離せない関係にありました。今回は、明治維新以降、近代的な手形制度が成立するまでの過程を振り返り、興信所やその関連人物が手形取引の普及に果たした役割について紹介します。最後に、電子化に伴い大きな局面を迎えている現在の手形事情についても触れます。

大阪手形交換所(1936年) 提供: 毎日新聞社

近代的な手形制度の成立

明治維新以降、日本経済が急速に近代化していくなかで、江戸時代以来の手形慣行は絶滅の危機に瀕します。

1868(慶応4)年5月9日、明治政府は丁銀・豆板銀の通用停止と銀目取引^{ぎんめ}*1の廃止を布告します。銀目をもって手形を振り出していた大阪の両替商は相次いで破産し、手形制度の存続が危ぶまれる状態となりました。更に1872(明治5)年11月15日の国立銀行条例では、手形取引自体が禁止されます。民間における手形発行により流通貨幣が増大し財政が悪化することの防止が目的でしたが、一方で手形取引は商業の発展に有用であることから、政府主導の手形制度の制定が目指されました。

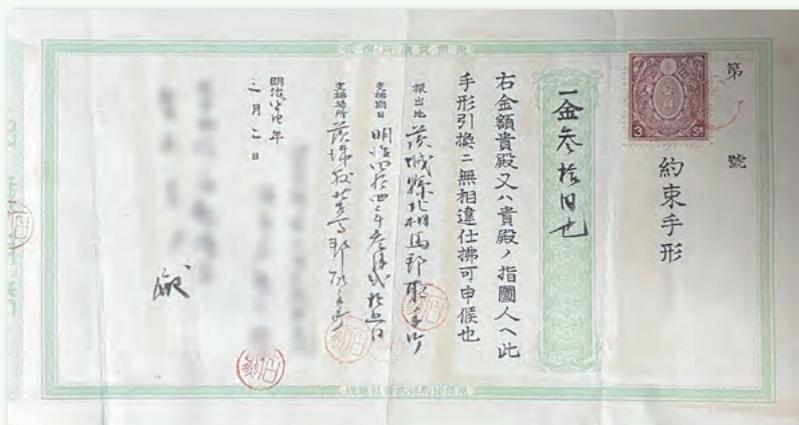
1876年の条例改正により、国立銀行発行の手形のみ取引されるようになり、大阪交換所や為替取組所(東京)も設置されましたが、民間の手形発行が制限された状況への経済界の反発も強く、ついに1880年6月、大阪商法会議所から明治政府へ「手形流通に関する願書」^{*2}が提出されます。願書では、商業発展の源泉の一つに「手形流通の道を開く」ことを挙げ、「如何せん手形流通の如きはいまだこれを保護するの法律なく、返って銀行条例中第88条は手形の流通を禁ぜらるるものごとし…手形流通の御保護を被りたく」と訴え、従来の手形慣行の復活を強く要望しています。

この要望は受け入れられず、明治政府は政府の方針に沿った手形制度の確立を急ぎます。1882年12月11日、日本の近代的な手形制度の原点となる「為替手形約束手形条例」が制定されます。この条例はフランス法に倣ったもので、手形の裏書制度が導入され、手形移転の簡便化と取得者の保護などが可能となりました。その後、1894年に制定された商法によってほぼ近代的な手形制度は完成し、1899年の新商法を経て、1932(昭和7)年に手形法、1933年に小切手法が制定され、現在に至っています。

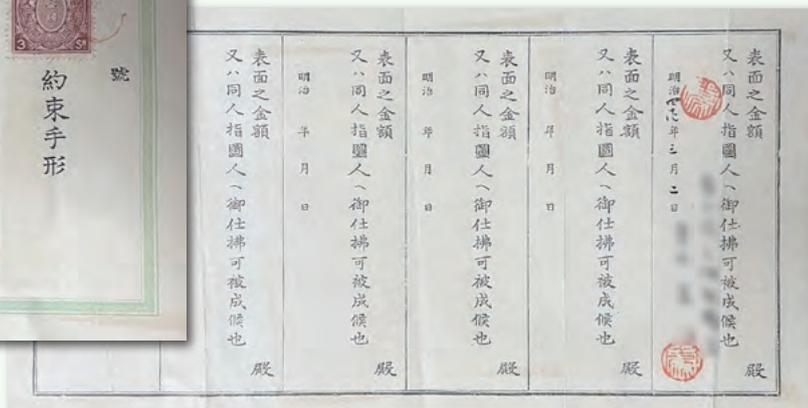
手形取引の普及に尽力した人びと

1882(明治15)年の「為替手形約束手形条例」の制定後、大蔵省は手形取引振興のため銀行や実業団体に協力を求め、民間に手形取引を呼びかけましたが、なかなか浸透しませんでした。

渋沢栄一は当時の状況を「手形取引を勧誘すると信用証文を公衆の前に出すやうな気がして、ソナナ物は絶対出たくない」と云ふて応じない。^{*3}と語っています。渋沢は早くから手形取引を奨励して手形交換所設置の必要性を唱えたことにより、大阪交換所や為替取組所(東京銀行集会所内)が開設されました。この条例の制定を受け、渋沢は『東京経済雑誌』第145・146号(1883年)においてその意義を論じています。冒頭の「商業上の信用は手形の流通に成る、手形にして流通せざる、豈に商業上の信用あらんや」という言葉に渋沢の想いが凝縮されています。



1901年の約束手形



日本初の信用調査会社、商業興信所を創設した外山脩造も手形取引の普及に努めた一人でした。外山は、日本銀行大阪支店長時代に積極的に手形割引を奨励し、一時期、日本銀行の手形割引枚数の9割が大阪支店によるものだったといえます。「為替手形約束手形条例」が制定されたのは、外山が大阪支店長に就任後一ヶ月に満たず、条例制定後の手形取引の普及に果たした外山の功績は決して小さくありませんでした。外山が支店長を退任した翌1886年には、松方正義により通貨の兌換制度が成立し、以降全国的に手形取引の量は増えていきます。

外山は、手形取引の際には各商業家の営業状態や資産信用の程度を調査する信用調査が不可欠であることを強く感じており、その想いが後の商業興信所創設へとつながっています。^{※4}

● 帝国興信社が発行した『約束手形鑑定法』

帝国興信社(現、帝国データバンク)が創業したのは、新商法が制定された翌年、1900(明治33)年のことです。この頃から、国内でもようやく手形取引に関する理論研究が盛んに進められるようになりました。創業の翌年、1901年に帝国興信社は、坂本生成著『約束手形鑑定法』を刊行します。

本書は約束手形に関する基礎知識の解説書で、振出地、裏書、支払、時効、遅延利息などについて判例を交えて解説しています。本書の目的は「流通証券中最も取引の頻繁なる約束手形に関し手形授受者の注意すべき要点を略説せるものにして専ら実用に応ずる」ものであって実用書としての性格の強いものでした。創業後まもなく、このような書籍を出版したのは、信用調査を行うにあたり、商工業者の間に手形取引が広く浸透している必要があったからでした。本書は、神田神保町の東京堂、神田一ツ橋の有斐閣など5ヶ所で販売され、初版発行の3ヶ月後には増補再販されており、売り上げは上々であったようです。

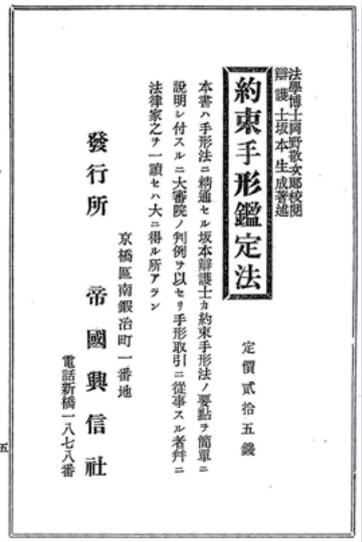
著者の坂本は「手形法に精通せる」弁護士で、この他にも帝国興信社が出版していた経済雑誌『商海時報』に「指定銀行を論ず」(第1巻第8号(1900年10月))や「手形之遅延利息」(第2巻第2号(1901年2月))などの論考を掲載しています^{※5}。坂本弁護士は創業者の後藤武夫と

同郷の福岡県出身で、本社のあった京橋区内に居住していた縁から執筆を請け負ったと考えられます。



岡野 敬次郎(国立国会図書館「近代日本人の肖像」)

校閲にあたった法学博士岡野敬次郎は、当時帝国大学の教授を務め、商法の立案者の1人でもあった人物でした。



『約束手形鑑定法』の広告

坂本弁護士は、再版の際、増補分についても岡野博士の校閲を受けなければならないところ、発行元(帝国興信社)が修正を急がせるので間に合わなかったと嘆いており、本書の需要が高かった様子がうかがわれます。

● 消えゆく手形取引

紆余曲折を経て民間へ広く浸透した手形取引も、現在、まさにその役目を終えようとしています。国内の手形取引量は激減し、2022年の手形交換高は89兆630億円^{※6}、ピーク時の1990年の4797兆2906億円に比べると2%にも満たない状況です。90年代以降、企業が資金余剰に転じ資金需要が減ったこと、資金調達手段の多様化やインターネットバンキングの普及に伴い、手形の発行数は次第に減っていきました。

2013年2月から手形・振込に代わる新たな決済手段として「電子記録債権(でんさい)」のサービスが開始され、決済の手段は徐々に電子へと移行しつつあります。また、2022年11月には電子交換所が稼働し、全国179カ所の手形交換所が交換業務を廃止しました。電子交換所では、これまでの手形交換が電子データ化して行われています。まだ、手形そのものがなくなったわけではありませんが、政府により2026年までに約束手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針が示されています。約束手形のメリットは、支払いの際に手元に現金がない場合、資金調達の猶予を得られることにありますが、一方、支払いサイトが長い場合、受取側の資金繰り悪化や不渡りを引き起こすこともあります。約束手形を廃止し、支払いサイトを短くする^{※7}ことは、企業の資金繰りを改善し、健全な商取引の活性化につながります。新たな決済手段として「でんさい」も選択肢に加わり、近代日本経済の発展と共にあった手形の時代は終焉を迎えつつあります。

時代の変化に伴い、決済手段の形が変わっても、商取引が信用を基礎に成り立っていることは今も昔も変わりません。取引相手の信用を見極めることはいつの時代にも大切なことです。



出典：一般社団法人全国銀行協会「動物たちと学ぶ 手形・小切手のはなし」

※1 大阪における商取引は銀目(銀の重さ)で表示され、秤量銀貨(丁銀・豆板銀)により決済されていた
 ※2 『明治大正大阪市史 第7巻 史料篇』(清文堂出版、1933年)
 ※3 武内義雄編『軽雲外山翁伝』(商業興信所、1928年)
 ※4 商業興信所の創設は1892(明治25)年
 ※5 他に、中国人向けの手形解説書『約券定法』(文献社、1901年10月)、『最新手形裁判例叢書』(文献社、1901年12月)など
 ※6 一般社団法人全国銀行協会「パブリック・リレーション部
 「全国手形交換高・不渡手形実数・取引停止処分数調査 2022年中」(2022年12月22日)
 ※7 公正取引委員会と中小企業庁との連名で、関係事業者団体約1400団体に対して、
 おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内に短縮するよう要請が行われました
 「下請代金の支払手段について」(20210322中序第2号 公取企第25号 2021年3月31日)

【参考】
 ・武久征治「日本における近代的手形制度の成立に関する一考察」『彦根論叢』第174号、滋賀大学経済学会、1975年9月
 ・金田充広「手形法の沿革と人的抗弁の制限 一昭和一三年商法改正前―」『奈良法学会雑誌』第22巻 第1・2号、奈良産業大学法学会、2009年
 ・手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～」(2023年11月15日改定)

MUSE | 2024.3 Vol.44



帝国データバンク史料館

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町14-3 TEL.03-5919-9600(直通)

ご来館の際は、1F受付にお越しください。

ご利用案内

- [入館料] 無料
- [開館時間] 10:00~17:00
- [休館日] 土・日・月曜日および祝日、年末年始
(その他展示替えなどのため、臨時に休館することがあります。)

交通のご案内

- [JRご利用] 中央線・総武線 市ヶ谷駅 徒歩8分
中央線 四ツ谷駅 四ツ谷口から徒歩9分
- [地下鉄ご利用] 南北線・有楽町線 市ヶ谷駅 7番出口から徒歩6分
都営新宿線 曙橋駅 A4番出口から徒歩9分
丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 2番出口から徒歩9分

ご来館の際には館内のご案内、ご質問など、お気軽にお申し付けください。
なお、当館ホームページで展示内容や最新ニュースなどをご紹介しています。

www.tdb-muse.jp